## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許 認	可等の内容	登録証等の紛失等による再交付
根拠落	去令及び条項	新座市自転車等駐車場規則 第6条 登録利用者は、登録証等を有効期間内に紛失し、 毀損し、又は汚損したときは、遅滞なく管理者に届け 出て、利用登録証の再交付を受けなければならない。 2 登録利用者は、利用カード又は登録を受けたIC カードを紛失し、毀損し、又は汚損したときは、遅滞 なくに新座市自転車等駐車場利用カード等紛失等届に より管理者に届け出なければならない。 3 前項の規定による届出があったときは、管理者は、 新たに利用カードを貸与し、又は当該登録利用者が保 有する他のICカードを登録することができる。
所 管 審	部 課 係 名 関 係 条 項	まちづくり未来部交通政策課交通政策係
查	基 準 (未設定の場 合はその理由)	
基		
	参考事項	利用登録証や利用カード等の発行目的は、利用状況及び 収納状況を市(担当課又は管理人)がチェックする為で あることから紛失等の事由により再発行の申請があった 場合、むしろ速やかに再発行する。
準	設定等年月日	昭和60年12月24日設定(平成 年 月 日最終変更)
	標準処理期間 (未設定の場 合はその理由)	総日数 2日
期間	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)